破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１７０号
岩手県奥州市江刺区南町５番４号
債務者　千葉　恭市
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　瑞彦
4　破産債権の届出期間　平成24年８月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月４日午前11時40分
6　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１４９号
岡山県笠岡市園井179番地、住民票上の住所岡山県笠岡市中央町７番地27
債務者　小川　　操
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小寺　立名
4　破産債権の届出期間　平成24年８月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月10日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２２号
大分県玖珠郡玖珠町大字山下1643番地の３
債務者　田坂　吉秋
1　決定年月日時　平成24年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅木　自敬
4　破産債権の届出期間　平成24年８月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月１日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２４年（フ）第３４２号
神奈川県平塚市夕陽ケ丘12番17―106号　レオパレスＳＵＥＨＩＲＯ
債務者　吉村　昌俊
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　船津　大介
4　破産債権の届出期間　平成24年８月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月22日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３４６号
神奈川県足柄下郡湯河原町宮上410番地の４オレンジヴィラ湯河原206号、前住所神奈川県平塚市めぐみが丘１丁目８番15号
債務者　唐　　守
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　船津　大介
4　破産債権の届出期間　平成24年８月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月12日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３７９号
宮城県亘理郡亘理町逢隈字郡90番地
債務者　川名　　剛
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鎌田　健司
4　破産債権の届出期間　平成24年８月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月11日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４８号
宮城県白石市小原字後88番地
債務者　古川せい子
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　　修
4　破産債権の届出期間　平成24年８月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月24日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第３５１号
大阪府岸和田市池尻町566番地の１
債務者　直　　武司
1　決定年月日時　平成24年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新宅　正人
4　破産債権の届出期間　平成24年８月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月２日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第７６号
福島県郡山市日和田町高倉字町裏68番地　県営住宅04棟003号
債務者　安田　幸司
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　半澤　一成
4　破産債権の届出期間　平成24年９月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月１日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第２１８号
山梨県笛吹市御坂町金川原1394番地
債務者　神宮司正人
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小宮山新吾
4　破産債権の届出期間　平成24年８月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月12日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２１９号
山梨県笛吹市御坂町金川原1394番地
債務者　神宮司きよ子
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小宮山新吾
4　破産債権の届出期間　平成24年８月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月12日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１３２号
富山市安野屋町１丁目１番64号
債務者　エヌ・イー・ティー電設こと　布村嗣二
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細川　俊彦
4　破産債権の届出期間　平成24年８月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月18日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４号
青森県むつ市大畑町本門寺前５番地12
債務者　古川　栄一
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂　　正俊
4　破産債権の届出期間　平成24年８月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月11日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２１号
青森市大字安田字近野256番地５
債務者　鹿内　知美
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　礒　裕一郎
4　破産債権の届出期間　平成24年８月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月10日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係